

紛争鉱物への対応

紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国およびその周辺国(※1)で不正に産出される鉱物資源のことで、この鉱物資源が武装勢力の資金源となり、紛争や人権侵害を助長していることが世界的な問題となっています。

このような状況のもと、2010年7月に成立した米国金融規制改革法(通称ドット=フランク法)では武装勢力の資金源を断つことを狙い、米国株式市場に上場する企業に対し、これら地域で産出される4種の鉱物(タンタル、スズ、タングステン、金)の使用状況の情報開示を義務づけました。

当社は紛争鉱物問題に対する企業の社会的責任を果たすため、サプライヤーチェーンにおける鉱物の原産地及び流通過程についての調査を適切に実施し、紛争鉱物の調達を行わないことを方針とします。また、お客様が実施される紛争鉱物に関する調査には積極的に協力し、紛争鉱物の排除と責任ある調達活動を推進していきます。尚、一部の製錬業者からは、コンゴ民主共和国およびその隣接国で産出される鉱物を使用しているとの報告がありますが、その製錬業者はCFSプログラムにより、CFS(※2)として認定されている業者であることを確認しており問題はありません。

※1

周辺国

周辺国という用語は、国際的に認識された国境をコンゴ民主共和国と共有する国と定義されており、現在はアンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダおよびザンビアが含まれています。

※2

CFS:コンフリクト・フリー・スマルター

米国電子業界団体であるEICCは欧州の情報通信関連の業界団体であるGeSIと共同でCFSプログラムという紛争鉱物調査への対応プログラムを開発しました。製錬・精製業者が監査を受ける事で、紛争鉱物不使用の製錬・精製業者(CFS)であると認定され、認定業者からタンタル・スズ・タングステン・金を調達していれば、そのサプライチェーン全体がコンフリクト・フリーであると証明する事ができます。